

○ 金融庁長官が別に定める適格格付業者及び適格格付機関並びに適格格付及び適格格付機関の格付に対応する区分を定める件（平成二十三年二月金融庁告示第十三号）

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p> | <p style="text-align: center;">改正前</p> |
| <p>(適格格付並びに適格格付業者の格付に対応する区分及び適格格付機関の格付に対応する区分)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 単体告示第一条第六十七号、川下連結告示第一条第七十号及び川上連結告示第一条第十五号の規定に基づき、適格格付業者の格付に対応するもの及び適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、銀行格付告示第三条各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。</p> | <p>(適格格付及び適格格付機関の格付に対応する区分)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 川上連結告示第一条第十五号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、銀行格付告示第三条各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。</p> |